令和５年２月３日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案」に関する意見募集について

この度、日本医師会より次の通り、連絡及び周知依頼がありました。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第 37 号）第 51 条の規定により個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下、「個情法」という。）の一部が改正され、令和５年４月１日から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が新たに個情法の適用対象となるとともに、地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する病院（大学病院を含む。）及び診療所についても、新たに個情法上の個人情報取扱事業者の規律の一部の適用対象となります。

また、令和４年５月に「「個人情報の保護に関する法律に関するガイドライン」に関するＱ＆Ａ」（以下「ガイドラインＱ＆Ａ」という。）が改正され、利用目的による制限や第三者提供の制限における公衆衛生目的による例外について、その解釈が明確化されました。

これらを受け、今般、厚生労働省より、個情法の対象となる病院、診療所、薬局、介護関係事業者等が行う個人情報の適切な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点・事例等を示した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年４月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第６号・薬生発 0414 第１号・老発 0414 第１号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・労働局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）について、公立病院等の適用関係の明確化、ガイドラインＱ＆Ａの改正内容の反映その他所要の改正を行うとして、標記の意見募集（パブリックコメント）が実施されています。

つきましては、ご多忙の折恐縮ですが、貴会所属会員各位に周知いただければ幸いです。

なお、本件の内容につきましては、以下の委員会ＨＰに掲載され、e-Gov サイトにて意見募集が行われております。ご意見がある場合は、2 月 23 日(木)までに郵送または下記の意見募集ページからご投稿いただきますようお願い申し上げます。

記

[個人情報保護委員会 HP]（個人情報保護委員会⇒広報・お知らせ⇒意見募集）
https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2023/20230125/

[パブリック・コメント]（e-Gov パブリック・コメント⇒案件一覧⇒「個人情報保護」で検索）
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220342&Mode=0

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室
ＴＥＬ　06-6763-7021